2　高等専門学校の評価に係る事項の変更

評価に係る手数料の額

変更前	二百五十万八千円に、一学級につき三十万八千円を加えた額（消費税込み）
変更後	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認証評価手数料規則」（令和七年六月改正）及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構追評価手数料規則」（令和七年六月改正）による

3　専門職大学院（法科大学院分野）の評価に係る事項の変更

(一)　大学評価基準

変更前	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める「法科大学院評価基準要綱」（令和三年二月改定）による
変更後	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める「法科大学院評価基準要綱」（令和七年六月改定）による

(二)　評価に係る手数料の額

変更前	四百八万一千円（消費税込み）
変更後	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認証評価手数料規則」（令和七年六月改正）及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構追評価手数料規則」（令和七年六月改正）による

三　一般社団法人日本助産評価機構

専門職大学院のうち助産分野の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	一般財団法人日本助産評価機構の定める「助産専門職大学院評価基準」（令和四年三月三十一日改定）による
変更後	一般財団法人日本助産評価機構の定める「助産専門職大学院認証評価事業基本規則」（令和七年三月二十六日改定）による

四　公益財団法人大学基準協会

1　大学（短期大学を除く。）の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会大学評価に関する規程」（令和七年三月十七日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会大学評価に関する規程」（令和七年三月十七日改定）及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」（令和七年五月二十九日改定）による

2　短期大学の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会短期大学認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日改定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会短期大学認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日改定）及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」（令和七年五月二十九日改定）による

3　専門職大学院のうち法科大学院及びグローバル法務系分野の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」（令和七年五月二十九日改定）による

4　専門職大学院のうち経営系分野の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」（令和七年五月二十九日改定）による

5　専門職大学院のうち公共政策系分野の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」（令和七年五月二十九日改定）による

6　専門職大学院のうち公衆衛生系分野の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程」（令和七年五月二十九日改定）による

7　専門職大学院のうち知的財産系分野の評価に係る事項の変更

評価の実施体制

変更前	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）による
変更後	公益財団法人大学基準協会の定める「公益財団法人大学基準協会専門職大学院認証評価に関する規程」（令和七年三月十七日決定）及び「公益財団法人大学基準協会異議申立審査に関する規程（令和七年五月二十九日改定）」による